

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

中国（山口）厚生年金 事案 2875

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月30日から53年1月1日まで
私は、昭和49年3月から現在までA社に継続して勤務しているが、53年1月1日にB営業所からC営業所に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書、人事発令書及び人事発令記録並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年1月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 2876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和46年5月1日付けでA社本社から同社B工場に転勤したが、その時の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びにA社から提出された職員関係資料に記載されている申立人の入社日・退職日の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付

されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金 事案 1459（広島国民年金事案 1176、1354 及び 1423 の再
申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、
納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月まで

前回の再申立てでは、他の年金記録確認地方第三者委員会の事案を資料
として提出したが、私の年金記録の訂正について認めてもらえなかった。

しかし、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方
針」では、「その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂
正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続については、全国
で統一的な運用がなされるよう努める。」とされており、他の年金記録確
認地方第三者委員会では、納付記録が無い場合でも、行政側の不明瞭な処
理に対して行政側の過失を認め、申立人の立場に立って納付を認めている
事例もあることから、私の記録も、他の地方委員会と同等に、加入記録と
納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市の国民年金被保険者名簿から、
申立人は昭和 60 年 3 月 31 日を資格取得日とする届出を同年 4 月 2 日に行い、
申立人に国民年金手帳記号番号（*）が払い出されたものの、同日付けで取
り消されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳を見ると、
当該国民年金手帳記号番号に係る記載全てが二重線で抹消されていることか
ら、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができな
いこと、ii) 申立人には、平成 2 年 2 月頃に別の国民年金手帳記号番号が払
い出されたことが国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人は申立期間
から当該記号番号の払出時点まで住所の変更がないことを踏まえると、前述
の記号番号が取り消されたため、新たな記号番号が払い出されたと考えるの

が自然であること、iii) 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料が見当たらないことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時。以下「B委員会」という。）の決定に基づき、23年5月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、i) 申立人から提出された資料からは申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないこと、ii) 申立期間の国民年金保険料を納付したとする各種金融機関及び領収書を提出したとする行政機関等には関係資料は残っておらず、申立人が保険料を納付していたことを確認することができないこと、iii) 申立人の国民年金被保険者名簿には申立期間に係る納付記録及び還付記録の記載は無いことなどから、既にB委員会の決定に基づき、平成24年3月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについては、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行ったとするA市の出張所で臨時職員として勤務していた者の証言及び他の年金記録確認地方第三者委員会におけるあっせん事例を提出しているが、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を推認させるものでないことなどから、既にB委員会の決定に基づき、平成24年11月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、納付の記録が無い場合でも、行政側の不明瞭な事務処理に対して行政側の過失を認め、年金記録の訂正のあっせんを行っている例があるとして、他の年金記録確認地方第三者委員会におけるあっせん事例を資料として提出しているが、本件申立てにおける申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を推認させるものではなく、当委員会が上記あっせん事例に係る検証を行っても、申立期間の保険料の納付の有無についての判断を変更する必要は認められない。

また、申立人は、行政側の不明瞭な処理に対して行政側の過失を認め、申立人の立場に立って納付を認めている事例もある、としているが、年金記録確認第三者委員会は、行政の記録管理が適切に行われていないことや事務処理が不完全で不明瞭であること等を単独の理由として機械的に判断しているものではなく、そのほかの関連資料や周辺事情を含めて総合的に検討した上で、申立てに係る国民年金保険料が納付されたかどうかについて判断している。

B委員会においても、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たったの基本方針」に基づき、これまでに申立人から行われた申立てに対し、申立内容及び関連資料、周辺事情を総合的に検討した上で、年金記録の訂正は必要でないとの判断に至っており、申立人の主張は、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない

ことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）厚生年金 事案 2877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 19 年 1 月 22 日から A 社に 8 時間勤務の準社員として勤務したが、同年 6 月 1 日から 5.5 時間勤務のパート契約に雇入変更となった。申立期間は、準社員として勤務していたのに、厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る労働者名簿、雇入通知書及びタイムカード、並びに同社の回答から、申立人は、申立期間において、8 時間勤務の準社員として同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社における厚生年金保険料の控除は翌月控除であるところ、同社から提出された賃金明細書をみると、平成 19 年 2 月から同年 5 月までの申立人の給与の控除内訳には、申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額が記載されているが、同年 6 月の申立人の給与の控除内訳には保険料控除額の記載は無い上、同社から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている同年 2 月から同年 6 月までの各支給月の総支給金額及び社会保険料等の控除額は、当該期間の賃金明細書の支払額合計及び控除額小計と一致していることから、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料は同年 6 月の給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社及び同社が加入する厚生年金基金から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金基金加入員資格喪失届から、申立人の資格喪失日は平成 19 年 5 月 31 日として社会保険事務所（当時）及び同基金に届けられていることが確認でき、当該資格喪失

日はオンライン記録及び同基金の厚生年金基金加入員台帳の記録と一致している。

さらに、A社は、申立人の勤務実態から資格喪失日を平成19年6月1日として届け出るべきところ、誤って同年5月31日と届け出たものと思われるが、保険料控除はこの資格喪失届に基づき行っていたことから、同年5月の厚生年金保険料及び厚生年金基金保険料は控除していない旨を回答している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。